



平成 27 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 一 正 蒲 鉾 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 崎 正 博  
(コード番号 2904 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 滝 沢 昌 彦  
(TEL 025 - 270 - 7111)

役員退職慰労金制度の廃止及び  
株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること及び平成 27 年 6 月 19 日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社への移行が平成 27 年 9 月 17 日開催予定の第 51 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）で承認可決されることを条件に、当社の監査等委員である取締役以外の業務執行取締役（以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、当社の業務執行を担う対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件として本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役（本株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役以外の取締役）に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、また、その支給の時期については各取締役の退任時に支払うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。あわせて、監査等委員会設置会社への移行に伴い任期満了により退任する監査

役に対して、退職慰労金の支給を行うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。

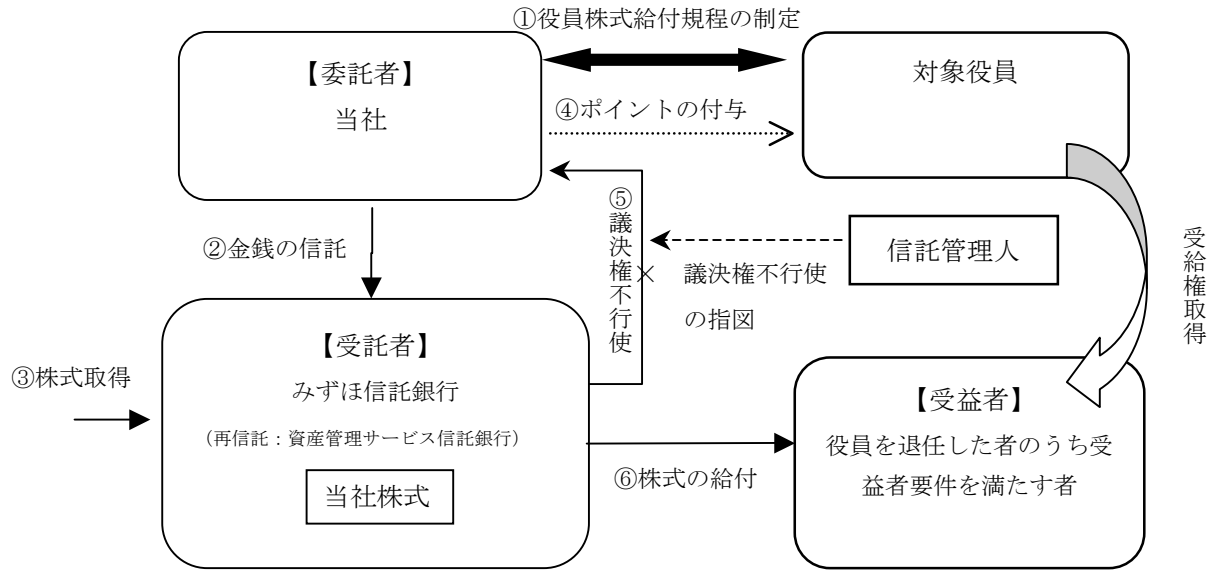
なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、報酬月額、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社の監査等委員である取締役以外の業務執行取締役（なお、非業務執行取締役は本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

平成27年12月1日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(6)及び(7)に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただいた場合、当社は、平成28年6月末日で終了する事業年度から平成30年6月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)に関し、本制度に基づく対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、138百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度(以下、「次期対象期間」といいます。)に関し、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式(対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)及び金員(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案したうえで、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間における株式の取得の予定は次のとおりです。

当初信託設定日	: 平成27年12月1日(予定)
当初信託拠出額	: 46百万円(予定)
当面取得する株式の数の上限	: 38,000株(予定)
当面取得する株式の対価の上限	: 46百万円(予定)
上記株式を取得する時期	: 信託設定後原則として2か月以内

詳細につきましては、本議案のご承認をいただいた後、取締役会において決定のうえ、適時適切に開示いたします。

上記のとおり当初の信託設定を実施した場合、当初対象期間について上記(4)の拠出額上限(138百万円)の残額(92百万円)につきましては、当初対象期間におけるポイントの付与状況、当社の業績、財務状況等を勘案し、必要に応じて、当社取締役会において本信託への追加拠出を検討いたします。取締役会が追加拠出について決定した場合は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 対象役員に給付される当社株式数の算定方法と給付される当社株式数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における報酬月額、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役が付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、96,000ポイント、執行役員に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、18,000ポイントを上限とします。これは、現在の当社の株価水準、当社の役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時まで当該対象役員に付与されたポイントを累積した数(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)とします。

#### (7) 株式給付時期

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

#### (8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（B B T）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 27 年 12 月 1 日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 27 年 12 月 1 日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 27 年 12 月 1 日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上